

保証委託契約条項

<保証料についての注意事項>

1. 月払保証料は、保証委託契約開始日を含む月から計算され、請求します。
2. 年払保証料は、保証委託契約開始日の1年後の日を含む月から計算され、請求します。
3. 決済が完了した初回保証委託料、月払・年払保証料については、途中解約の場合でも払い戻ししません。

<前文>

賃借人（以下、「甲」といいます。）及び連帯保証人（以下、「乙」といいます。）は、甲及び乙とナップ賃貸保証株式会社（以下、「保証会社」といいます。）の間で締結されたナップ保証委託契約書（以下、「本件契約書」といいます。）に記載された物件（以下、「本物件」といいます。）の賃貸借契約（以下、「原契約」といいます。）に基づいて、甲が賃貸人及び賃貸人代理人（以下、「丙」といいます。）に対して負担する賃料等の債務等につき、保証会社に保証（以下、「本保証」といいます。）を委託することについて、以下の通り、保証委託契約（以下、「本件委託契約」といいます。）を締結します。

第1条（委託内容）

1. 甲は、原契約に基づいて甲が丙に対して負担する賃料等の支払い債務につき、保証会社が甲に連帯して保証することを保証会社に委託し、保証会社はこれを受託します。
2. 甲は、前項の実行に付帯する賃料等の支払い手続き業務につき、保証会社に委託し、保証会社はこれを受託します。

第2条（保証委託契約の成立、保証委託料等）

本件委託契約は、次の各号すべてを条件に成立します。

- (1) 甲が、本件契約書の所定事項を正しく記載し、申し込みの意思を表示すること。
- (2) 保証会社が、本物件入居申込を管理する会社（以下「加盟店」といいます。）に対し、保証審査決定通知書を送付し、本保証を承認すること。
- (3) 保証審査決定通知書に記載された承認番号と同一の承認番号が、本件契約書に適切に表記されること（承認番号の無記入・不一致・不適切な記載等があった場合、契約は成立しません。）。
- (4) 保証会社が、本件契約書を適切に受領すること。
- (5) 本件契約書に表記された初回保証委託料の支払いが、保証会社へ適切に完了する

こと。

第 3 条 (有効期間)

1. 本件委託契約の有効期間は、原契約が有効に継続している間（定期借家契約の場合の再契約後を含みます。）とします。
2. 原契約の契約期間内であっても、次の各号の一つ以上に該当する事由が生じたときは、本件委託契約は、当該事由が生じた日に終了します。
 - (1) 本物件の用途が変更されたとき。
 - (2) 甲の地位が第三者に移転したとき。
 - (3) 賃借権の譲渡・転貸等がなされたとき、又は本物件の占有者に追加変更等があったとき。（但し、保証会社が認めた場合を除きます。）
 - (4) 原契約の内容に重大な変更があったとき。
3. 原契約が終了し、甲の明渡しが完了した場合は、本件委託契約は終了します。
4. 保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、別途初回保証委託料は請求しません。（約定保証料については、本件委託契約の定めに従います。）

第 4 条 (保証の範囲・保証限度額等)

1. 保証会社は、丙に対し、甲が丙に対して負担する債務のうち、次の債務を甲と連帯して履行します。各プランの保証内容及び保証限度額は、下記の表（以下、「プラン表」といいます。）及び各号に定める通りとします。
2. 保証上限の計算方法は、賃料合計と賃料合計以外に分けて計算し、それぞれの上限額で保証するものとします。なお、「無断退去」とは、原則、甲が賃料を2か月以上滞納し、かつ甲が保証会社へ事前に届け出た連絡先へ保証会社が連絡しても、15日以上甲・保証会社間で連絡がつかない状態をいいます。但し、保証会社、丙及び加盟店間の協議で退去済みの承諾を得た場合は、定められた期間内でも無断退去とすることができるものとします。

契約形態	プラン	保証内容	保証上限	
			賃料合計以外	賃料合計
居住用	R7 ハーフ安心 居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃料合計 ・ 変動費 ・ 訴訟費用 ・ 残置物撤去費用 ・ 退去時精算費(特約等、原契約記載が条件) ・ 違約金(短期解約違約金等) ・ 更新料、更新事務手数料 ・ 死亡時・無断退去時残置物撤去・原状回復費用 	賃料合計の5か月 (内違約金は賃料合計の2か月)相当額 まで	50か月
その他	死亡時・無断退去時残置物撤去・原状回復費用の保証は、別途スミビング契約が必要。 スミビング契約・個別プランについては、別途規約有。			

(1) 「賃料合計」

本件契約書記載の賃料合計（賃料・共益費・管理費・駐車場利用料金・収納代行決済手数料をいい、以下、「賃料等」といいます。）。但し、原契約に記載があり、かつ保証会社が承認した固定費の相当額も含まれます。

(2) 「変動費」

電気・ガス・水道光熱費のみとし、賃料等と合算して請求することを条件とします。なお、保証会社が必要と判断した場合は、相当額を証明できる書面を速やかに提出するものとします。

(3) 「訴訟費用」

丙による原契約解除が合理的なものであると保証会社が判断する場合において、保証会社指定業者を利用することを条件に支出した、本物件明渡しに要する費用（弁護士費用、各種通知費用、訴訟その他法的手続に要する費用等）。なお、訴訟費用は、賃料等又は賃料等以外として定める保証上限額の何れにも含めないものとします。

(4) 「残置物撤去費用」

訴訟若しくは和解等の債務名義に基づく明渡の場合、又は訴訟の取り下げ等で保証会社が必要と認めた場合において、保証会社の指定業者を利用することを条件に、丙の承諾を得て支出した動産の搬出・運搬・保管・処分等に要する費用（但

し、原契約の目的物件の室内に存在する動産に限ります。)。なお、残置物撤去費用は、賃料等又は賃料等以外として定める保証上限額の何れにも含めないものとし、100万円を保証上限とします。

(5) 「退去時精算費用」

甲が退去時に負担すべき費用として、退去立会い時に甲若しくは乙が署名捺印をして同意した費用（保証会社からの連絡で同意確認した場合も可）、又は原契約及び重要事項説明等で同意した費用を対象とします。但し、費用総額の同意確認が取れていることが必須条件（同意確認が取れていない場合の原状回復費用は、賃料等の2か月分を上限として保証します。）、かつ消費者契約法9条及び10条に反しない範囲内とし、原状回復費用においては直近の国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」又はこれに類する基準に基づき、甲が負担することが合理的であると保証会社が判断した費用に限ります。

(6) 「違約金」

- ① 原契約に違約金条項が記載されている場合に限り、保証対象とします。但し、明渡訴訟を提起した場合（訴訟取り下げの場合も含まれます。）、甲の死亡が判明した場合は、何れも保証対象外とします。
- ② 甲及び丙との間で締結された賃貸借契約の違反に基づき生じる甲の丙に対する違約金、並びに原状回復費用に関する損害賠償の予定又はその他の損害賠償の予定（但し、「公序良俗」並びに「消費者関連法令」等に反しないものに限るものとし、以下、本件委託契約において「違約金等」といいます。）について、保証会社は、プラン表に記載の賃料等相当額を上限として保証し、当該金額を超える違約金等は保証の対象外とします。

(7) 「更新料、更新事務手数料」

原契約に更新料・更新事務手数料の条項が記載されている場合に限り保証対象とします。

(8) 「死亡時残置物撤去・原状回復費用」

- ① 保証委託契約期間中において甲が死亡した場合は孤独死に限り、残置物撤去・原状回復に関する費用を保証会社は実費にて200万円を限度として負担します。（但し、本物件外死亡の原状回復費用は保証対象外）
- ② 保証会社指定業者の利用を条件とし、保証会社が提出を求める書類等に不備があった場合、及び本物件において同居人がいる場合は保証対象外とします。
- ③ 死亡判明日を起算日とし60日を超過した申請については保証対象外とします。

(9) 「無断退去時残置物撤去・原状回復費用」

無断退去等により甲の所在が不明な場合、保証会社指定業者の利用を条件として、残置物撤去・原状回復に関する費用を保証会社は実費にて200万円を限度として負担します。

3. 次の各号記載の債務は、本件委託契約による保証の対象外とします。但し、保証会社が書面により事前に承諾した場合は、例外的に保証対象とします。
- (1) 第2項各号の債務に対する利息、遅延損害金その他従たる債務等。
 - (2) 第2項各号の債務のうち、保証開始日以前に生じた債務。
 - (3) 本件委託契約終了後、甲又は同居人が新たな賃貸借契約に基づき同一物件の居住を継続した場合で、最終的に甲又は同居人が退去する際に生じた債務。
 - (4) 戦争、テロ、疫病、地震、又は天変地異等、不可抗力によって生じた損害。
 - (5) 火災・ガス爆発等の重大な事故、又は甲若しくは同居人の故意・過失による既設物の盗難・紛失によって生じた損害。
 - (6) 甲又は同居人の死亡によって生じた損害（例：風評被害、特殊清掃リフォーム）。
 - (7) 甲が、本物件・附属設備の瑕疵又は本物件・附属設備の全部若しくは一部の使用不能等を理由に、賃料等の債務の一部又は全部の支払いを拒絶した場合における未払い債務（判明後に未払いとなった債務を含みます。）。
 - (8) 甲が、丙及び保証会社の事前の承諾を得ずに本物件の用途を無断で変更した場合（甲以外の居住・転貸借を含みます。）における未払い債務（判明後に未払いとなった債務を含みます。）。
 - (9) 保証会社が、甲又は同居人が反社会的勢力等の関係者であると判断した場合における未払い債務（判明後に未払いとなった債務を含みます。）。
 - (10) 甲の死亡が判明した場合の、判明日以降の賃料等・変動費の未払い債務。
 - (11) 甲の破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、債務整理手続きの開始、特別清算の開始又はこれらに類する手続きの開始若しくは申立ての準備（代理人の受任通知の受領を含みます。）が判明した時点における未払い債務（判明後に未払いとなった債務を含みます。）。（但し、居住用は除きます。）
 - (12) 本件委託契約に関わる書類等で、申告内容に虚偽等があり、保証会社が誤認して本件委託契約を締結したことが判明した場合における未払い債務（判明後に未払いとなった債務を含みます。）。
 - (13) 原契約が定期建物賃貸借契約の場合であって、丙の責に帰すべき事由により、原定期借家契約の期間満了後に新たに締結された新定期借家契約が、借地借家法 38 条の定期建物賃貸借契約と認められない場合の再契約手数料。
 - (14) その他、本条に定める保証範囲及び保証限度を超える債務。

第 5 条（死亡時空室補償）

甲が本契約を締結する場合、R7 ハーフ安心居住支援プランにおいては、以下の死亡時空室補償を適用します。

- ① 保証会社は、丙に対し、甲の死亡により原契約が終了して本物件の明け渡し完了した日の翌日から次の入居者が入居を開始する日の前日までの間、本契約書記

載の賃料半額を最長 24 か月、又は支払累計額 100 万円の何れか低い方を上限として補償します。なお、空室期間が 1 か月に満たない場合の補償金額には当該月の実日数による日割り計算により算定します。

- ② 甲が本物件内で死亡し、かつ、丙が本物件の入居募集をしていることを必須条件とします。
- ③ 本契約期間中に丙の変更があった場合は、補償対象外とします。
- ④ 補償金の請求は、毎月所定の期日までに、保証会社の指定する方法で請求するものとします。

第 6 条（保証委託料及びその支払い方法）

甲は、第 1 条第 1 項に定める保証委託の対価として、保証会社に対し、本件契約書に記載された初回保証委託料を支払います。保証料及びその支払方法については、次の各号のとおりとします。

- (1) 甲は、第 1 条に定める保証委託の対価として、保証会社に対し、本件契約書に記載された初回保証委託料を、本件委託契約締結時に支払うものとします。
- (2) 甲は、選択したプランに応じて、本件委託契約締結日以降、本件委託契約に基づく約定保証料を、契約応当月の前月 27 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに支払うものとします。支払いの方法は、保証会社が指定する所定の方法とします。
- (3) 原契約が期間満了前に終了した場合、又は原契約に係る賃料等が減額された場合であっても、甲は、前項に基づいて支払った初回保証委託料の返還を請求することはできません。
- (4) 原契約に係る賃料等が増額された場合、約定保証料とは別に、賃料等の増額分に対する追加保証料を支払うものとします。
- (5) 賃料等の滞納（以下、遅滞した賃料等の支払債務の全額を指して「滞納金」といいます。）が発生した場合、甲は、保証会社に対し、以下の各号に定める金額の追加保証料を直ちに支払うものとします。
 - ① 滞納回数が 1 回目の場合 滞納発生時毎に、賃料等の 20%相当額
 - ② 滞納回数が 2 回目以降の場合 毎月、滞納発生時毎に、賃料等の 50%相当額但し、1 回目の滞納金について、当該滞納金が発生した月の翌月 20 日までに保証会社に支払うべき債務（既発生分の追加保証料を含みます。以下「求償金」といいます。）の全額が支払われた場合、追加保証料は発生しません。①及び②記載の追加保証料の合計額については、賃料等の 2 か月相当を上限とします。
- (6) 滞納金は一括して保証会社に払うことを原則としますが、保証会社の承諾を得て求償金を分割して支払う場合は、分割利用保証料として、毎月賃料等の 5%相当額を甲は支払う義務を負うものとします。但し、分割による弁済の期間中に分割

- 払いの対象とされた債務の全部又は一部につき支払期限を徒過したときは、当該滞納月以降の分割利用保証料は毎月賃料の 10%相当額に変更されるものとします。
- (7) 保証会社と丙との間に、保証委託料に関する特約がある場合は、甲はその特約を承認するものとします。

第 7 条 (変更の届け出)

1. 本件委託契約締結後、保証委託申込書若しくは原契約書の記載内容に変更が生じたとき、原契約が終了したとき、又は勤務先や携帯電話等の連絡先の変更等があったときは、甲は、保証会社に対し、速やかにその旨及び変更内容を届け出るものとします。
2. 原契約が変更された場合であっても、保証会社指定の書面による事前の承諾がない限り、保証範囲及び保証限度額は変更されないものとします。但し、原契約の賃料等が減額された場合の保証範囲及び保証限度額は、減額された賃料等に基づいて自動的に変更されるものとします。

第 8 条 (賃料等の支払い、及び保証債務の履行)

1. 甲が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、保証会社が丙から保証債務の履行を求められたときは、保証会社は所定の手続きを経て、丙に対し甲に代位してこれを弁済するものとします。
2. 保証会社は、第 1 項の弁済をするにあたり、甲及び乙に事前通知しないものとします。
3. 保証会社は、甲及び乙に対する求償権を有するときには、同時に又は順次に、甲及び乙に対して求償権を行使することができるものとします。
4. 甲が、賃料等の支払い方法として「口座振替」を選択した場合は、以下の特則を適用するものとします。
 - (1) 甲は、賃料等の口座振替を利用するにあたり、保証会社が提携している収納代行会社（以下「収納代行会社」といいます。）に対し、本特則の規定するところに従い、原契約に基づく賃料等の支払いを委託します。
 - (2) 甲は、収納代行会社に対し、賃料等の支払い日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）において、収納代行会社と甲との間で別途合意する銀行口座からの自動引落の方法により、賃料等相当額を支払うものとします。なお、甲は、引落日の前営業日までに、当該銀行口座に賃料等相当額を入金するものとします。
 - (3) 前号の銀行口座からの自動引落が開始する前に発生する賃料等の支払いについては、甲は、丙又はその代理人に対し、丙又はその代理人の指定する支払い方法により、丙又はその代理人の指定する期日までに、自ら直接、賃料等の支払いを行うものとします。
 - (4) 丙が、賃料等の集金業務を代理人に委託している場合、保証会社は、前号に規定する賃料等の支払い及び本件委託契約第 4 条に規定する保証債務の支払いを、当

該代理人に対してなすことができるものとしします。

- (5) 保証会社が、甲の口座情報及び捺印のある口座振替依頼書を所定の期日までに受領できなかった場合、収納代行会社は、当該初回支払い日を1か月繰り延べて本サービスを開始します。口座振替依頼不備があった場合についても同様に、手続が完了するまで、初回支払い日を繰り延べることに同意するものとしします。
- (6) 甲は、丙に対し、初回支払い日以降、賃料等を毎月指定約定日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに、次の①の方法により支払うものとしします。但し、丙が事前に同意した場合に限り、甲は、収納代行会社が金融機関による登録手続の完了を確認して口座振替を開始できるまでは、次の②の方法により支払うものとしします。
 - ① 甲が指定する金融機関の預金口座から収納代行会社の引落請求による口座振替にて支払うものとしします。
 - ② コンビニ収納又は丙が別途指定する金融機関口座に振込むものとしします。
- (7) 甲は、収納代行サービスの利用期間中は、引落しの有無に関わらず、収納代行決済手数料を毎月支払うものとしします。なお、甲による支払いに関わる手数料は、甲の負担としします。
- (8) 甲は、(6)①の口座振替に必要な書類を、保証会社に提出するものとしします。

第9条（求償権の行使、求償金の支払い）

1. 保証会社が、丙に対し、前条1項の代位弁済を行う場合、甲は、保証会社に対し、以下に定める額を直ちに支払います。但し、その際の振込手数料等の費用は、甲の負担としします。
 - (1) 保証会社が丙に対して履行した保証債務額。
 - (2) 保証会社が保証債務の履行に要した費用。
 - (3) 保証会社が求償金の、若しくは丙が本物件明渡しの、各裁判上の請求を甲に対して行い、又は裁判外で催告したときは、それらの費用。
 - (4) 未払約定保証料その他本件委託契約に基づく費用及びこれらに対する公租公課。
 - (5) 代位弁済手続きに必要な事務手数料（以下、「代位弁済手数料」といいます。）として、1回の代位弁済ごとに、個人の居住用契約は2,000円（消費税別）、それ以外の契約は、賃料等の10%相当額（但し、最低代位弁済手数料は1回の代位弁済ごとに5,000円、駐車場・コンテナ・トランクルームの場合は1回の代位弁済ごとに1,000円としします。）。
 - (6) 個人の居住用契約は、丙への代位弁済送金手数料（以下、「送金手数料」といいます。）として、1回の代位弁済ごとに、800円（消費税別）。
 - (7) 前各号に対する年14.6%の割合による遅延損害金。
2. 本件委託契約に基づく保証会社から甲及び乙に対する通知につき、保証会社は、本件

契約書に記載される甲及び乙の宛先に、内容証明郵便その他の書面の送達、書面の直接交付又は電子メール（SMS、SNS を含みます。）の方法により、これを行います。この通知は、保証債務を履行した後の求償権の行使の場合、又は事前求償権を行使する場合を含みますが、それらの場合に限定されません。

3. 前項の通知等は、持参した場合には甲及び乙に届けられたときに、内容証明郵便その他の書面の送達による場合には甲及び乙に届けられた日に、電子メール（SMS、SNS を含みます。）の場合には発信日に、それぞれ到達したものとみなします。

第 10 条（事前求償）

1. 甲が次の各号の一つ以上に該当するときは、保証会社は、保証債務の履行前であっても、甲に対して事前に求償権を行使することができます。
 - (1) 原契約に係る賃料等の債務の支払いを一回でも遅滞したとき、又はその他の理由で原契約に違反したとき。
 - (2) 保証会社の責に帰すべからざる事由によって甲の所在が不明になったとき。
 - (3) 差押・仮差押・仮処分申し立てが判明したとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立又はそれらに類する手続が判明したとき。
 - (5) 本件契約書の記載事項につき変更の届出を怠る等、甲の責めに帰すべき事由によって保証会社に損害をおよぼす事態に至ったとき。
 - (6) 甲の信用状態が著しく悪化したとき。
 - (7) 前各号の他、求償権の行使を必要とする相当の事由が発生したとき。
2. 前項により保証会社が甲に対し求償権を行使する場合、甲は、保証会社に対し、民法第 461 条（主債務者の免責請求）に基づく抗弁権をあらかじめ放棄します。

第 11 条（遵守事項）

1. 甲及び同居人は、原契約の各条項を誠実に遵守します。
2. 原契約が解除、解約、又は期間満了により終了した場合、甲及び同居人は、丙に対し、速やかに本物件を明け渡します。その場合、保証会社は、本物件の明け渡しに立ち会うことができます。

第 12 条（再保証）

甲及び乙は、保証会社が本件契約書所定の保証債務（丙に対する保証）につき、第三者に委託すること及び再保証を受託した第三者が代位弁済等再保証債務履行した場合には、甲及び乙に対し、求償権の行使をすることに同意します。なお、同求償権については、甲、乙に対して同等の地位にあるものとします。

第 13 条（親権者）

甲が未成年者である場合、保証会社指定の親権者引受同意書の未成年者法定代理人欄に署名をした親権者は、甲の法定代理人（他に共同親権者がいるときは、共同親権者の代表者）として、甲が本件委託契約を締結することに同意します。

第 14 条（緊急連絡先）

甲と連絡を取ることが不可能な場合、又は甲の所在が不明であると保証会社が判断した場合、保証会社は、入居申込書に記載される緊急連絡先へ連絡し、甲はこれに異議を述べません。甲は、緊急連絡先に記載した情報に変更が生じたときは、ただちに丙又は加盟店に対し、その旨を報告します。

第 15 条（連帯保証人）

1. 乙は、保証会社に対し、本件委託契約に基づいて甲が保証会社に対して負担する一切の債務について、賃料等の 50 か月相当額+100 万円を限度として、連帯保証します。
2. 乙は、原契約の契約内容（賃貸の対象物や賃料等）が変更されたり、付帯施設（駐車場や駐輪場等）の契約が追加されたりした場合、当該変更・追加にかかる賃料等についても、前項の連帯保証の対象となることをあらかじめ承諾します。
3. 乙が甲の債務を弁済したこと等により、乙が求償権を取得した場合、乙は、保証会社に対する求償権を放棄するものとします。
4. 乙につき保証会社が適当と認めない事由が発生した場合、甲は、保証会社が適当と認める代わりに乙を立てなければなりません。なお、代わりに立てられた乙についても、本件委託契約に定められた各条項の適用を受けるものとします。
5. 乙は、保証会社が丙から授与された権限に基づく保証会社の請求がある場合には、本件委託契約の解除、本物件の明渡し等、所定の処置を行わなければなりません。
6. 原契約が事業用の不動産賃貸契約である場合、甲は、乙に対し、甲に関する次の各号記載の事項についての情報提供を行い、乙はこの情報の提供を受け、かつ内容を理解したうえで本件委託契約を締結することを確認します。乙は、本件委託契約についての連帯保証契約を締結した後は、この情報提供がなかったこと、又は誤認があったことを理由として、連帯保証契約を取り消すことはできません。
 - (1) 財産及び収支の状況
 - (2) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - (3) 主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものの有無及び内容
7. 乙は、保証会社が第三者との間で再保証契約を締結すること及び再保証会社が、代位弁済を履行する場合には、本条項の義務を履行することに同意します。

第 16 条 (甲の債務不履行、丙による原契約の解除)

1. 次の(1)に該当する場合、未履行の金額を対象に、丙に対する賃料等の支払いにつき、甲の不履行があるものとみなします。また、その結果(2)に該当することになった場合、甲は、丙が甲に催告の上、原契約の解除その他の権利を行使出来ることを、異議なく承諾します。
 - (1) 保証会社が加盟店又は丙に立替払い(保証履行)をした後に、甲が保証会社に対し、保証会社による立替分の支払いを履行しない場合。
 - (2) 保証会社に対する賃料等の立替分への支払いにつき、甲の未払い債務が賃料等の2か月分を超過した場合。
2. 甲の丙に対する未払い債務を保証会社が立替している場合においても、保証会社による立替払いは、甲が過去に賃料等の支払いを怠ったという事実が消長をきたすものではないこと、及び、保証会社からの立替金に関する再三の催告に対して、甲が未払い債務を弁済しない場合は、甲が将来発生する賃料の支払意思又は支払能力のいずれかが欠けていることを示すものとして、甲丙間の信頼関係の破壊に影響することを甲が認めます。

第 17 条 (訴訟時の保証履行一時停止等)

1. 甲が、原契約に基づく賃料等の支払いを2か月超滞納し、保証会社が、原契約を解除して本物件の明渡しを受けることが相当と認めた場合、当該滞納分の賃料等が甲により完済されるまで、又は不動産明渡訴訟が終了するまでの間、保証会社は、保証履行を一時停止することができます。
2. 前項の場合、当該停止による甲及び丙の損害につき、保証会社は免責されるものとし、保証会社は甲及び丙に対して何らの責務を負いません。

第 18 条 (譲渡担保)

1. 甲は、本件委託契約に基づいて甲が保証会社に対して負担する一切の債務を担保するため、甲が丙に対して有する次の各号の債権(以下「敷金返還請求権」といいます。)を保証会社に譲渡します。
 - (1) 敷金、保証金、その他これと同様の性質を有するものの返還請求権。
 - (2) 賃借物件の明渡し完了日以降の期間を対象とする賃料等の返還請求権。
2. 前項の場合において、保証会社は、任意の方法により敷金返還請求権を行使してこれを回収し、その取得金から諸費用を差引いた残額を、本件委託契約に基づいて甲が保証会社に対して負担する債務の弁済に充当することができます。
3. 甲は、原契約に係る敷金返還請求権につき、保証会社以外の第三者に対する譲渡又は担保提供を禁じられます。

第 19 条 (協議事項)

1. 甲は、原契約について紛議（本物件・附属設備の瑕疵又は本物件・附属設備の全部若しくは一部の使用不能等）が発生したときは、丙又は加盟店と協議し、これを解決します。この場合、甲は、保証会社に対し、この紛議の内容を、紛議が発生した月の原契約賃料等支払日の前日までに連絡します。
2. 甲は、原契約について紛議が発生したことを理由として賃料等の支払いを行わなかった場合に、保証会社に対する前項の連絡を怠り、そのために保証会社においてこの紛議の事実を知らずに保証債務を履行した場合、この紛議の事実を理由として、保証会社に対して負担する求償債務の履行を拒むことはできません。
3. 本件委託契約に定めのない事情について、甲及び保証会社は、関係法規及び慣習等に従い、誠意をもって協議のうえ処理します。

第 20 条 (委託)

保証会社は、保証履行や求償権の行使、又は本件委託契約に定める業務の一部を、保証会社が任意に選定する第三者に委託することができ、甲はこれに同意します。

第 21 条 (mamorocca)

1. 保証会社はヴァンガードスミス株式会社（以下、「丁」といいます。）に業務を委託して、別途記載の近隣トラブル解決支援サービス mamorocca 会員規約（以下、「会員規約」といいます。）に基づき、居住用プランに限り、生活に関する近隣トラブル解決支援サービス（以下、「mamorocca」といいます。）を提供します。
2. 甲が、会員規約に違反する事由が生じたとき保証会社が判断したときは、mamorocca の提供を停止するものとします。
3. mamorocca の提供に関わる一切の責任は、会員規約に基づき、丁が負うものとします。保証会社は、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとし、保証会社と丁の業務提携終了後についても同様とします。

第 22 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙、保証会社は、自己又は自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配、又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

- 的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と関係を有すること。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 甲及び乙、保証会社は、相手方が第1項各号の表明に反することが判明、又は第2項各号の確約に反して同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、何らの催告も要せず本契約を解除することができるものとします。
4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、解除された者はその相手方に対し解除により生じた損害を賠償しなければなりません。
5. 第3項の規定によりこの契約が解除された場合は、解除された者は解除による損害についてその相手方に対し何らの請求もすることができないものとします。
6. 甲及び乙、保証会社は、この契約に関し、自己が第1項各号に掲げる者から第2項各号のいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、相手方に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとします。

第23条 (特則事項)

1. 甲が賃料等を滞納した場合、保証会社は、甲及び乙に対し、電報、電子メール (SMS、SNS を含みます。)・電話・訪問・文書の差置・封書による通知等、相当の手段・方法により賃料等を支払うよう督促することができるものとします。
2. 保証会社が本件契約書記載の甲及び乙の携帯電話番号又は固定電話番号に連絡しても双方連絡が取れず、かつ法令上認められている場合は正当な理由がある場合は、甲及び乙の勤務先又は緊急連絡先に対し、甲及び乙の所在問い合わせ・伝言・連絡の依頼をすることができるものとします。
3. 法令上認められている場合や親族等の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、保証会社は甲の安否及び本物件の利用状況を確認するため、丙から本物件の合鍵を借り受けて本物件に立ち入ることができるものとします。また、甲は、前述の保証会社による立ち入りに際して、併せて督促行為等が行われることを承諾します。

4. 甲は、原契約解約後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、丙の承諾を得て、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。
 - (1) 電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、甲が本物件において通常の生活を営んでいないと保証会社が判断したとき。
 - (2) 本物件の鍵が丙に返却されたとき、又は本物件の室内外に放置されていると保証会社が判断したとき。
5. 前項による明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、甲は、本物件に残置された家財道具等の動産類（以下、「動産類」といいます。）の所有権を放棄し、丙が当該動産類を搬出・運搬・保管・処分することに何ら異議を申し出ないものとします。
6. 前項に基づいて搬出する動産の保管期間は3か月（但し、長期保管不可能な物品については、適宜処分とします。）とし、搬出・運搬・保管・処分に要する倉庫保管料等の費用は、甲及び乙の負担とします。
7. 甲は、保証会社の事前の書面による承諾がない限り、本条に基づく保証会社に対する委任（権限授与）を撤回できないものとします。
8. 第7条に定める届出を怠ったために保証会社から甲及び乙に充てた文書が到達しなかったときは、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。
9. 甲が転居先に困っている場合、保証会社が株式会社ジュウサポ等の居住支援法人の手配した物件を提供できるものとします。
10. 各種法令等の変更に伴い本件委託契約の条項を改正する場合、保証会社は、ホームページ等で開示することにより甲への情報提供を行うものとし、甲は、これによる変更を承諾します。

第24条（個人情報取扱い）

保証会社が本件契約書所定の保証債務につき再保証会社に再保証委託をする場合には、保証会社が本件委託契約にあたり取得した甲、乙（いずれも申込者を含みます。）及びその他関係者（以下、全て併せて「関係者」といいます。）の個人情報を、再保証委託の調査や求償権の行使等の目的のために必要な範囲内で、保証会社が再保証会社に提供することを、関係者はあらかじめ同意します。

第25条（費用等の償還）

1. 本件委託契約に基づいて保証会社が行った行為に関する一切の費用は、甲及び乙の負担とし、甲及び乙は、保証会社の請求に基づき、保証会社に対し速やかに当該費用を償還しなければなりません。
2. 保証会社が、甲の負担すべき費用を立替払いしたときは、甲及び乙は、保証会社の請

求に基づき、保証会社に対し速やかに当該立替金を償還しなければなりません。

第 26 条（消費税等）

甲及び保証会社は、消費税法その他の法律の制定又は改定等があった場合は、必要な保証限度額の変更手続きを行うことができるものとします。

第 27 条（管轄裁判所）

本件委託契約において、甲と保証会社との間の紛争については、原契約の管轄裁判所にかかわらず、保証会社の本店・支店・営業所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。